

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 税務署からのお尋ね

Q: 私は、昨年、マイホームを取得したのですが、先日、税務署からそのマイホームについての「お尋ね」が届きました。このお尋ねの記入で何か注意することがありますか。

A: 「お尋ね」は、事実どおり慎重に記入してください。

【解説】

税務署では、マイホームの購入について、登記所、市役所、電力会社などでその事実を調査します。そして、不動産の取得事実を捕捉すると、「お買いになった資産の買入れ価格などについてのお尋ね」という文書を12月から1月頃に送付してきます。

このお尋ねを税務署に返送して贈与などの疑いを持たれると税務調査が始まりますから、お尋ねは事実に応じて慎重に記入してください。また、贈与税を免れるためには、資金の出所と返済能力の有無を明らかにする必要があります。次のような点に注意してください。

- (1) 預貯金、借入金から出されたお金の名義人に税務署は着目します。住宅を取得した人と違えばマークされます。
- (2) 銀行以外からの借入金はきちんと契約書を作りその契約に基づいて返済します。いかげんにしておくとう贈与とみなされます。
- (3) 資金調達の合計額より支払金額が多いということはありえません。
- (4) 手持ち現金が多すぎるのもおかしいと思われがちです。また、所得の少ない方、若い方が多額の預貯金を持っていて解約した場合も、その蓄財方法が問われます。

